

## 平成30年度 第28回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：平成30年7月5日（木）

### 開会 午後2時00分

○事務局（中野課長代理） お待たせしました。定刻が参りましたので、ただいまから第28回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまで、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は、本日の司会をさせていただきます、環境局事業部事業管理課課長代理中野と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいま御出席いただいております委員の皆様方につきましては、委員7名のうち6名でございます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、清水委員におかれましては、本日、所用のため御欠席されております。

ここで、傍聴者の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局から御説明させていただきました傍聴要領に従い傍聴していただきますよう、御協力のほうよろしくお願いいたします。

また、本日2社が取材に来られております。報道関係者の皆様につきましては、あらかじめ事務局のほうから御説明させていただいたとおり、取材に当たりまして、会議の進行の妨げにならないよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長の北辻より御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○北辻局長 環境局長の北辻でございます。

第28回大阪市路上喫煙対策委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日は、大変皆さん御多忙の中、本委員会に御出席を賜りましてまことにありがと

うございます。また、前回6月18日に予定しておりました本委員会、大阪府北部の地震の影響により延期をさせていただきましたが、被災されました方々に対しまして、この場を借りましてお見舞いを申し上げます。

さて、本日の議題でございますが、新たな路上喫煙禁止地区といたしまして、中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を指定することにつきまして、事務局のほうから、先般実施いたしましたパブリックコメントの結果や、また喫煙所の設置に係る検討状況等を御説明申し上げ、委員の皆様方に御審議を賜りたいと考えております。

この間、大阪市路上喫煙の防止に関する条例の施行から10年余りが経過する中、国におきましては2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、健康増進法の改正案が現在衆議院を追加し、参議院に送付されております。また、東京都では健康増進法より規制の厳しい東京都受動喫煙防止条例が制定されております。本市におきましても、2025年の日本万国博覧会関西誘致に積極的に取り組んでおるところでございますけれども、一部報道でもなされておりますが、大阪府と連携して独自の受動喫煙防止条例案の検討が進められるなど、喫煙を取り巻く状況は大きく変化しております。こうした時期に禁止地区の新たな指定について御審議を賜り、御意見をいただくことは、本市における路上喫煙対策のあり方を考える上で非常に重要であると考えております。

委員の皆様方におかれましては、本日も貴重な御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

○事務局（中野課長代理）      ありがとうございます。

それでは、本日委員の異動がございましたので、ここで委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

なお、名前をお紹介させていただきますので、御起立の上、一言御挨拶のほう、よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、山西委員長でございます。

○山西委員長　　どうかよろしく願いいたします。

○事務局（中野課長代理）　清見委員でございます。

○清見委員　　どうぞよろしく願いします。

○事務局（中野課長代理）　黒坂委員長代理でございます。

○黒坂委員　　よろしく願いいたします。

○事務局（中野課長代理）　後藤委員でございます。

○後藤委員　　よろしく願いいたします。

○事務局（中野課長代理）　仁平委員でございます。

○仁平委員　　どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（中野課長代理）　それから、このたび大阪商工会議所の堤委員が御退任され、その後任として御就任いただきました小林委員でございます。

○小林委員　　大阪商工会議所の小林でございます。どうぞよろしく願いします。

○事務局（中野課長代理）　続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

改めまして、環境局長北辻でございます。

○北辻局長　北辻でございます。

○事務局（中野課長代理）　環境局事業部長深津でございます。

○深津部長　　事業部長の深津でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（中野課長代理）　環境局事業部事業管理課長西尾でございます。

○西尾課長　　西尾でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（中野課長代理）　本日は、中央区役所からも出席いただいております。

中央区役所副区長木口でございます。

○木口副区長　木口です。どうぞよろしく願いします。

○事務局（中野課長代理）　また、これまで路上喫煙対策にともに取り組んでまいりました健康局、消防局につきましても御出席させていただきます。

それでは、ここで山西委員長に御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○山西委員長　皆さん、こんにちは。引き続き委員長をさせていただきます、弁護士をしております山西でございます。

このたびは大阪北部の震災によって被害を被られた方々に対して心からお見舞い申し上げます。私の事務所、その日はこの委員会の予定をしております、事務所に行ってみるとめっちゃめっちゃ乱雑に積み上げられた本や資料が崩れておって、足の踏み場もないような状況でしたが、おかげさまをもって要らない資料は全部捨てたというふうなことになりました。

今回、また新たな路上喫煙の禁止地区の設置ということも含めまして、より住みやすく安全な大阪市を目指してこの委員会でもしっかり議論させてもらいたいと思いますので、またどうかよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理）　ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、お配りさせていただいております本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。次に、先ほどごらんいただきました委員名簿と、本日の配席図でございます。次に、第28回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した1枚物のペーパーを表紙にしまして、黒色のクリップでまとめさせていただいてございまして、クリップを外していただきますと資料番号ごとにまとめた資料でございます。資料1としまして、パブリックコメントの実施結果についての資料でございます。次に、資料2につきましては路上喫煙禁止地区の現状についてのパワーポイントの資料でございます。そこにはクリップ止めでA3サイズの地図をつけてございます。次に、資料3としまして路上喫煙禁止地区の啓発標示について、こちらはA4サイズのデザイン変更案と書かれたクリップ止めのものがございます。次に、資料4としまして、新たな喫煙所の検

討についてということで書かれた資料でございます。さらに参考資料といたしまして、前回の第27回大阪市路上喫煙対策委員会の意見の議事要旨と、条例規則をまとめたものをお配りしてございます。また、委員の皆様につきましては「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体資料もお配りさせていただいております。

資料の漏れなどございませんでしょうか。

ないようでございますので、それではこれ以降の議事につきましては山西委員長に進行をお願いいたしたいと思っております。委員長、よろしくをお願いいたします。

○山西委員長　それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

1つ目の議題である「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）について、まずは路上喫煙禁止地区の新たな指定についてに対するパブリックコメント手続の実施結果について事務局のほうから御報告をお願いいたします。

○西尾課長　事業管理課長西尾でございます。よろしくをお願いいたします。失礼ですけれども、座らせていただいて御説明させていただきます。

それでは、パブリックコメント手続の実施結果について御報告させていただきます。資料1をごらんください。

まず、1、意見募集の概要ですが、平成30年2月5日から3月5日の間にパブリックコメント意見募集を実施させていただきました。募集方法につきましては、送付、ファクス、電子メールなどで行い、前回、京橋地域のパブリックコメントの際にはなかった方法として、電子申請・オンラインアンケートも活用し、募集を行ってまいりました。

2番目の意見募集結果でございますが、57名の方から延べ92件の意見がございました。住所別につきましては、市内の方が20名、市外の方が31名、お答えのなかった方が6名でした。年齢別につきましては、60歳代が19名と最も多く、それ以外の年代の方々につきましても貴重な御意見を頂戴いたしました。

事務局といたしましては、いただいた御意見の趣旨を踏まえ、2ページ以降に御意

見の要旨、それに対する本市の考え方を取りまとめたところでございます。御意見を取りまとめるに当たりましては、9つの項目に分類させていただきました。9つの項目を通して、反対あるいは否定的な御意見については網かけ表示しておりまして、9項目合計で11件の御意見が寄せられております。

それでは、各項目ごとに御説明させていただきます。2ページをごらんください。

(1) 「禁止地区」のマナー向上について。これにつきましては6件の御意見をいただきました。喫煙者のマナーが向上しているという御意見がありますものの、行政が禁止地区をつくることは行き過ぎであり、個々人がマナーを守るべきといった意見が寄せられております。これに対しまして、本市といたしましては、国際観光都市大阪として、路上喫煙対策は重要な施策と考えており、個々人のマナーの向上に訴えるだけでは改善が難しいため、禁止地区指定という規制が本市全体のマナー向上につながるものと考えていることをお答えいたしました。

続きまして、3ページでございますが、(2) 「禁止地区」のエリアにつきまして、10件の御意見を頂戴しました。戎橋筋・心齋橋筋地域の禁止地区指定についての反対意見はございませんでしたが、禁止地区の市内全域への拡大や、公園や学校周辺、駅前など日常生活で身近なエリアについて指定を希望する御意見がございました。これにつきましては、平成25年6月の本委員会でもいただいた答申の内容等を御説明するとともに、禁止地区の新たな指定に当たっては、区における意思決定と本委員会での審議を経た上で決定されることについて御説明させていただきました。

続きまして、4ページ、5ページをごらんください。

(3) 喫煙所の設置についてでございますが、9項目の中で御意見数が36件と一番多くの御意見をいただいたところです。喫煙所の設置を求める御意見が多数を占めております。個々の御意見としましては、規制するなら喫煙場所を確保するべきである、禁止地区周辺に喫煙所ができるなら賛成だが、できないなら反対、喫煙場所について周知すべきといった御意見がある一方で、なんばの喫煙場所は駅周辺、人通りが

多いので撤去を求めるといった御意見もございました。これに対しましては、平成25年6月の答申時において、今後禁止地区を新たに検討していく際の考え方、留意点として、禁止地区内あるいは禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ場所に喫煙場所を設けられたいとの提言を受けていることを御説明し、喫煙場所の設置につきましては、委員会における議論を踏まえた上で個別具体的に検討を進める旨お答えいたしました。また、喫煙所の設置に係る周知につきましては、5ページの右側ですけれども、2つ目の枠囲みにありますように、インターネットを活用し、情報発信を強化していくとお答えしております。

続きまして、6ページをごらんください。

(4) 普及啓発については6件の御意見をいただいております。禁止地区指定の大々的なPRを求める御意見や、マップを作成して喫煙場所の案内を行うべきといった御意見とともに、外国の方に対する周知についての御意見をいただきました。これに対しましては、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すことは非常に重要であると考えており、本市がこれまで行ってきた普及啓発の指標を御説明するとともに、インターネットを活用した情報発信を行っていくなど、さまざまな媒体を利用し普及啓発を行っていくとお答えいたしました。

続いて、下段でございます(5) 外国人への対応についてですが、6件の御意見をいただいております。先ほどの普及啓発についてで、外国の方に対する周知についての御意見もございましたが、ここでも周知の問題や、国によって異なるのですが、屋外での喫煙について外国では寛容であるためトラブルになる可能性について御心配いただくといった御意見が寄せられております。現実の話といたしまして、日々、御堂筋等における過料徴収に関する書類に私のほうで目を通しておりますが、毎日1件ないし2件程度外国人の方が禁止地区で喫煙をなさっており、指導員が過料徴収しているといった実態がございます。また、前回の京橋地域の禁止地区指定に関するパブリックコメントを実施した際には、外国の方々に対する御意見はなかったのですが、

こういった意見の増加につきましては、やはり大阪を訪れる外国人観光客が増加していることを市民の皆様が認識されているものと感じておりまして、外国人の方々に対し、これまで以上に喫煙マナーや路上喫煙の防止に関する情報の発信を積極的に行っていく旨お答えさせていただきました。

続きまして、7ページをごらんください。

(6) 加熱式たばこについて9件の御意見がございました。こちらも前回の京橋の禁止地区指定の際には御意見がなかったのですが、この数年で加熱式たばこのユーザーが増加しているといった状況がございます。加熱式たばこを禁止すべきという御意見が1件、加熱式たばこについては禁止すべきでないという意見が5件と、相反する御意見をいただいております。大阪市では、現在のところ条例の規制対象とはしておりませんが、その点を御説明し、今後、委員会での御意見をいただきながらどのように対応していくか検討していきたいとお答えいたしました。

続きまして、下側にあります(7)受動喫煙については6件の御意見をいただきました。受動喫煙に対する概念等についての御意見に対して、大阪市路上喫煙の防止に関する条例の趣旨を御説明し、御理解を求めたところでございます。

続きまして、8ページの(8)たばこ税の活用については3件の御意見をいただきました。たばこ税の活用や、たばこ税を納めている喫煙者の権利についての御意見でございます。たばこ税の活用につきましては、たばこ税が目的税ではなく一般財源であることを御説明するとともに、大阪市路上喫煙の防止に関する条例は喫煙の自由や嗜好を否定したり、喫煙を一律に禁止するものではないといったことについてお答えいたしました。

最後に、9ページの(9)その他につきましてはですけれども、10件の御意見をいただきました。屋内での喫煙規制が拡大する中、屋外での喫煙禁止については反対であるといった御意見のほか、罰則の強化やコンビニ前の灰皿の撤去など、さまざまな意見が寄せられておりまして、それぞれの御意見について本市の考え方をお答えさせ

ていただいたところです。

以上、簡単ではございますが、パブリックコメントに対する御意見の要旨と、それに対する本市の考え方について御報告させていただきました。

続きまして、10ページをごらんください。

パブリックコメントの集計結果につきまして、簡単ではございますが御意見の種別ごとの件数をグラフ化するとともに、御意見が一番多かった喫煙所に係る御意見についてグラフにして表現してみました。喫煙所につきましては36件の御意見のうち設置すべきとの意見が34件、94%と多く寄せられております。

パブリックコメントの実施結果につきましては以上でございます。

なお、喫煙所の確保につきましては、前回の本委員会におきまして清見委員から、過去の委員会答申で新たな禁止地区の指定に当たっては喫煙所を設けることが留意点として挙げられているとの御指摘がございました。その御指摘に対し、前回の委員会において中央区から、既存の御堂筋の喫煙所、高島屋前でございますが、これを利用したいとお答えしたところでございます。禁止地区の新たな指定、中央区戎橋筋・心齋橋筋地域に係る喫煙所の確保につきましては、清見委員の御指摘、あるいは今回のパブリックコメントの御意見を踏まえまして、後ほど資料4のほうで御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山西委員長 どうもありがとうございました。ただいまの報告に対しまして御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、次に移ります。

資料2の「路上喫煙禁止地区」（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）の現況について、事務局より御説明お願いいたします。

○事務局（中野課長代理） そうしましたら、この資料2の説明につきましては後ろのプロジェクターを利用して御説明させていただきたいと思っておりますので、委員長、申しわけございませんけど振り返っていただいておりますようによろしくお

願いいたします。

○西尾課長　それでは、中央区戎橋筋地域の現況について御説明させていただきます。

お手元の資料2を御用意ください。クリップでとめてあると思うんですけども、クリップをお外しいたきまして、一番最後のページにございますA3の資料をちょっと広げていただいて、お手元を見ていただければと思います。状況につきましてはパワーポイントで御説明させていただきますけれども、それぞれの資料にあります①から④①まで番号を振っているんですけども、この写真を撮った位置をA3の路線図というのでしょうか、そこに掲げさせていただいております。ということで御説明に入らせていただきます。

この部分が高島屋のほうから北側をのぞいた部分でして、戎橋筋商店街南側入り口付近の全景ということでございます。撮影いたしましたのが5月31日の朝の9時17分ということで、まだ商店街におかれてはほとんどのお店が開いてないような状況の時間帯でございます。

少し寄りまして入り口そのものの部分、アーケード付近ということでございます。

これがさらに寄りましてところでございます。今回、啓発の関係につきましては、アーケードの支柱なんですけれども、現在でもこの支柱のところで防犯カメラを設置していますとか、客引き行為をやめてくださいとか、駐輪、自転車走行をやめてくださいというような啓発をなさっております、ちょっと戻りますけれども、このアーケードの支柱を利用して今でもいろんな情報提供というか啓発を行っておられます。ここについて今回の路上喫煙の関係につきましても啓発標示をやっていきいたいなと思っております。この部分につきましては、戎橋筋商店街におかれましてはアーケードの上部の部分、いわゆるバナー広告という形で、このバナー広告につきましてはオリンピック招致の関係の部分で啓発されておられるところです。

ずっと進んでいきましたらいろいろ高島屋さんの啓発のバナー広告とか、あと商店

街そのものの啓発とかもなさっておられるようでございます。ずっと北側に北進していきまして、この部分が戎橋の高島屋前のところで、千日前の出口というか、千日前のほうからの入り口部分ということになってございます。

ここに阪神高速がございまして、横断歩道、非常に道幅が広い中で、ここがいわゆる中の島みたいな形になっていまして、信号が変わったらこのところに人がたたずんで、次の信号変わるところを待っていただくような状況がございまして。

これが写真撮ったのが中の島のところでございます。阪神高速の真下ということで。

この部分が千日前通りの北側の入り口、戎橋筋商店街の千日前を越えたところの北側の入り口になってございまして、ずっと行きまして戎橋筋そのものに近づいてくるといって、ここが戎橋筋商店街の北側の入り口、まさしくこの横の筋が道頓堀になってございます。

ここが戎橋の上の部分というか、下側には道頓堀川が流れておりまして、これが戎橋の真上というのでしょうか、寄っていきまして、ここが心齋橋商店街の南側の入り口になってございます。

先ほど戎橋の商店街ではバナー広告があったんですけども、心齋橋筋商店街の中にはバナー広告は一切ございまして、前回の委員会でも齋藤副区長、中央区副区長が御説明されて、今後、指定地域になった際にも、戎橋ではバナー広告を実施するというんですけども、心齋橋ではちょっといろんな景観の問題とか、いろいろ商店会様の御意向の中で、バナー広告は上部に張ることは検討されていないというふうにご報告あったところでございます。

ずっと進みまして、ヨーロッパ通りの入り口、横側がヨーロッパ通り、それを過ぎまして大丸百貨店に近づいていくような状況になっていきます。ここは大丸の南側の、今現在工事中ですけども、今後、工事が終わるまでの間、こうした壁面を利用した啓発とかも可能ではないかと考えておるところでございます。

ここが大丸百貨店の北館の部分でございます。

心齋橋商店街の北側の出口の部分でございまして、これを抜け切りまして、南側に振り返ったところでございまして、ここにもいろいろ啓発する支柱等がございます。ちょっと引いて北側離れたところから心齋橋商店街の北側入り口全景を撮影した分でございます。

本来でしたら、お忙しい中ですけれども、現地確認のほうが望ましい手段かと思えますけれども、当該地区につきましては全国的にも有名な地域であり、多分委員の皆様方も一度は御通行されたところだと思いますので、ちょっとやり方としてよいかどうかありますけれども、位置状況の御紹介ということで、本日はこうした映像確認による御紹介ということでさせていただきました。

中央区戎橋筋・心齋橋筋地域の現況については以上でございます。よろしく申し上げます。

○山西委員長　ありがとうございます。プロジェクター等で現状の確認を委員の皆様にはしていただけたかと思えます。何かこの点について御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、路上喫煙禁止地区の啓発標示について、事務局のほうから説明お願いいたします。

○西尾課長　そうしましたら、資料3になるんですけれども、その前にちょっと恐れ入ります、参考資料と右肩に書いている資料をごらんいただきたいんですけれども、目次がございまして、1つ目の部分で議事要旨ということで、前回、第27回の本委員会での意見と質問等につきまして、1ページめくっていただきたいと思うんですけれども、3項目ございます。その中で一番下の枠囲みですけれども、啓発の関係につきまして御質問が黒坂委員からございました。今回指定を予定しているエリアは大部分が商店街の中になっているんですけれども、禁止地区の明示性、標示物等についてはどのように検討されているかというお問い合わせがございました。それに対しまして我々のほうから、アーケード内の柱への掲示とか、商店街内でのマイク放送、また一部で

はアーケード上部のバナー広告を検討しておりますということで、簡単ではございますが御説明させていただいたところでございます。また、先ほどちょっとパブリックコメントの報告の中でも触れたんですけれども、一番上の枠囲み、過去の答申では、新たな禁止地区を設定する場合には、喫煙所を設けることが留意点として挙げられていたが、喫煙所をつくっていただけないかということで、清見委員からの御質問に対して、これも我々事務局といたしまして、既存の御堂筋の喫煙所、高島屋前を利用したいと考えているということで御説明しましたけれども、本日はこの部分につきまして、後ほど資料4のほうでどのような検討をしているかということについて御説明させていただきたいと考えております。

そしたらすみません、資料3に戻らせていただきますけれども、路上喫煙禁止地区の啓発標示についてでございますが、啓発標示状況と路上喫煙の啓発の案につきまして示しておるんですけれども、これにつきましては1ページから4ページの部分といたしまして、中央区の副区長のほうから御説明させていただきます。また、引き続いて5ページ、6ページにつきましては啓発看板の設置について示させていただいておりますので、私のほうから御説明させていただきたいと思っております。

まず初めのほうに、当該地域どうしていくのかということにつきまして、1ページから4ページにつきまして木口副区長から御説明しますので、よろしく願いいたします。

○木口副区長 中央区役所の副区長の木口でございます。どうぞよろしく願いいたします。すみません、ちょっと座らせていただきます。

資料につきましては、右上のほうに資料3と書いております、今課長のほうから説明のありました資料のほうで説明させていただきます。

題名は「路上喫煙禁止地区」啓発標示についてという資料でございます。先ほど、今回新たに路上喫煙禁止地区に指定します戎橋筋商店街と心齋橋筋商店街の現況についてごらんいただきましたけれども、区役所のほうで両商店街と調整させていただい

て、啓発をどのようにしていくか検討させていただいております。現在、戎橋筋商店街と心齋橋筋商店街の啓発標示につきましては、既に、資料のほう、ちょっと1ページのほうは見ていただきにくいので、2ページをごらんいただきたいと思います、アーケードの支柱のほうに小さな標示物がございまして、自転車の走行禁止でありますとか、客引きの禁止、また防犯カメラを設置していますというような、既にポスターといえますか掲示物がアーケードの支柱のほうになさっております。今回新たに路上喫煙禁止地区に指定します啓発につきましても、主にアーケードの支柱のほうにお願いしたいと思っております。具体的な内容につきましては、今めくっていただきました2ページの右側のほうに若干大きくして載せていただいているとおり、こういう形の、これで確定ではございませんけれども、こういう標示物にしてまいりたいというふうに考えております。

まず、商店街の出入り口、北側と南側、左右両方合わせて4カ所、これが出入り口のところに標示するものというふうに考えられておりますが、2ページの上のほうをごらんいただきたいと思います。戎橋筋商店街のほうでは今言いました南北左右4カ所のうち3カ所につきましては既に左の上のほうにありますとおり先ほど言いました3種類の標示物がなされておまして、1本だけ何も書かれてないというふうになっております。その下のほうになろうとは考えておりますが、追加して、右側に載っておりますような路上喫煙禁止地区というような絵柄としてわかるような標示物を今現在検討しております、4カ国標示。先ほど外国人の方の対策というようなこともございましたので、4カ国の標示。日本語、英語、韓国語、中国語というような形で標示してはどうかと考えております。

次に、②のアーケードの支柱の分でございます。これ商店街の中のアーケードの支柱でございますが、これにつきましては合計で三十数カ所ございますので、できる限り標示のほうはさせていただきたいと思っております。ただ、お店によりましては十分御説明できてない部分もございますので、数につきましてはこれからでございます

けれども、全部つけましたら三十数カ所で張れるのではないかなと考えております。

次に、戎橋筋商店街に限りましては、先ほども課長のほうから説明ありましたけれども、バナー広告というのが商店街の天井部分にございまして、それが3ページの上のほうでございまして、これ2メートル掛ける3メートルの大きな掲示物でございまして、かなり目立つという形にはなるんですが、掲示のためにかかなり高額な費用がかかるというふうに聞いてございまして、ちょっとどれだけ掲示できるかはわかりませんが、全部ですと7カ所あるんですが、ちょっと7カ所は費用的に難しいかなというふうに思っております。できれば1カ所でもやりまして、目立つような形にはさせていただきたいなというふうには考えております。また、戎橋筋商店街につきましては旧の精華小学校というのが、今工事中でございまして、エディオンが入る予定になっているんですが、その箇所へ通り抜ける通路の部分がありまして、そこに掲示できる可能性もございまして、3ページの右下のところに書いていますようなこういう標示ができたというふうにも考えております。ちょっとまだ十分調整はできておりませんが、可能性としてはございまして、検討はしていきたいと考えております。

次に、心齋橋筋商店街でございまして、4ページをごらんいただきたいと思っております。ここにつきましても商店街の中と商店街の出入り口のほうに掲示は検討しておりますが、まず先ほど言いましたような商店街の出入り口、南北左右4カ所への掲示でございまして、心齋橋筋につきましても既に掲示なされておりますので、追加しての標示ということになりますので、ここに右側のほうにイメージとして書かせていただいておりますが、こういう形の標示をさせていただきたく。また、商店街の中につきましても同じようにアーケードの支柱の部分への掲示ということで、戎橋筋と同じような絵柄でわかっただけのようなこういう標示をさせていただきたくと考えております。また、心齋橋筋のほうでは商店街の中で放送していただくという可能性もございまして、それについて今働きかけをさせていただいておるということでございまして、また商店街のホームページもございまして、4ページの下のほうに書かせていただい

ておりますとおり、商店街のホームページの中でのそういう路上喫煙禁止の啓発をお願いしたいというふうに考えております。

ちょっと調整が不十分であるところもございますけれども、可能性としてできるだけ啓発のほうは充実した形でやらせていただきたいと思います。また、区役所のほうで広報紙を発行しておりますので、これが全世帯・全事業所11万5,000部を刷りまして、各世帯・事業所にお配りしておりますので、その広報紙のほうへも掲載してまいりたいと考えております。

おおむね啓発につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○西尾課長　　今、副区長のほうから御説明いただきまして、商店街の部分で三角表示の部分がいわゆる中にある標示ということで、丸表示の部分が出入り口ということで、下の戎橋筋商店街のところ、太実線の上に星印で打っているのがバナー広告の位置図ということで御理解いただきたいと思えます。

それでは、続きまして5ページの部分を御説明させていただきます。ちょっとクリップで止めていると思うんですが、クリップを外していただきまして、5ページと6ページを両方見られるような形をお願いいたします。

現在、禁止地区内の看板の設置ということで考えていかないとあかんのですけれども、これまで隣接する地域としまして御堂筋の看板の設置状況、これが御堂筋で、丸で表示している部分、既設看板ということで、禁止地区専用の周知用ということで14カ所、丸表示のところすでに設置しております。三角表示の部分が既設看板ですけども、ノーポイモデルゾーンとの併用ということで3カ所ございまして、それぞれ5ページのところ、右側に既設看板がこのように過料徴収しますよという表現と、地域の表示としまして御堂筋のところを黒実線で塗っているということで、あわせてノーポイモデルゾーンとの併用という部分につきましては網かけ表示という形でノーポイモデルゾーンを表現してる部分と、それと禁止地区、御堂筋の部分を太実線で表示してるような形で禁止地区の明示を図っておるところです。

この部分につきまして、6ページになるんですけれども、デザイン変更ということで、今ある御堂筋に隣接して標示しています看板を全て利活用させていただきたい。せっかくの資源、財産ですので、あるものは何でも活用していくという考えのもとで、今5ページにあります看板を、既設看板がありますけれども、禁止地区専用の部分、6ページのほうを見ていただきましたら、今ある御堂筋の太実線の横に今回の新たな地域であります戎橋筋・心齋橋筋商店街、矢印で表記しているこの実線を加えて、それで右側の縦書きの文章ですけれども、白で真ん中のところに書いていますけれども、「中央区戎橋筋・心齋橋筋地域は」というようなことで、ここを加筆表現ということで、今ある看板のところから再度シールで張って利活用していきたいなと思っています。下側のノーポイモデルゾーンとの併用の部分につきましても同じように6ページの部分、矢印表記にございますように、心齋橋筋・戎橋筋商店街の部分を実線で表記して、表現的にもこれまでの御堂筋及び市役所周辺という部分に加えて、「中央区戎橋筋・心齋橋筋地域は」という部分を加えさせていただいてリニューアルしたいなと思っています。

なお、5ページの配置図のほうですけれども、太四角囲みの部分につきまして、全部で6カ所ですけれども、戎橋筋商店街のところ、千日前の交差点のところになるんですが、千日前通りにかかる北の入り口、南の入り口というようなところで4カ所新たな看板を設置させていただきたいなと考えております。この部分につきましては禁止地区周知用ということで、上側にあります既設看板のリニューアルと同じように表記したいなと思っています。あわせて上側ですけれども、心齋橋筋商店街の北側入り口、長堀通りに面したところですが、ここにつきましても2カ所新たな看板を設置していくということで、既設看板の利用に加えて、新たに6カ所の新設看板を設置することによりまして、地域の明示性と過料徴収の部分につきまして明示していきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

禁止地区内の看板の設置なり、当該両地域、心齋橋筋・戎橋筋地域の啓発標示につ

いて御説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○山西委員長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

ちょっと私、委員長のほうから。上部にバナーで設置するのは7カ所あるんだけれども、費用の問題もあって1カ所程度にとということも出ていたんですけど、費用的には1個つけるのにどれぐらいかかって、看板1個の費用とどの程度の差があるのか、もしおわかりであれば教えていただければと思うんですが。

○木口副区長　正確にはまだわからないんですけども、1カ所当たり30万円ぐらいする可能性があるというふうに聞いておまして、そうなりますと、7カ所となりますとかなり高額になりますので、ちょっと費用対効果の面で難しいのではないかと考えているところがございますので、ちょっと先ほどのような表現になった次第でございます。

以上でございます。

○山西委員長　これは垂れ幕のようなものをつくるのが大変かかるわけですか。

○木口副区長　製作もかかりますし、設置するために、高所作業になりますので、その部分でかなり費用がかかるというふうに聞いております。

○山西委員長　わかりました。

あと、御質問、御意見ございますでしょうか。何でも結構ですが。よろしいでしょうか。

それでしたら、次の議題であります資料4の新たな喫煙所の検討についてということで、事務局から御説明をお願いします。

○西尾課長　それでは、新たな喫煙所の検討について御説明させていただきます。資料4をごらんください。

1ページ目でございますけれども、当委員会におきましてのこれまでの御意見の要旨ということでまとめさせていただきました。まず、御堂筋を禁止地区にするに当たりまして、平成19年9月に第2回の中間答申ということで当委員会から禁止地区に

係る考え方について、喫煙設備のあり方についてということで答申いただいた部分で  
ございます。1点目が、禁止地区指定に伴う喫煙設備の考え方ということで、効果的  
な啓発機能、PR機能を有することが望まれる。禁止地区指定に伴う喫煙設備は、喫  
煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならない。2番目といたし  
まして、禁止地区指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件ということで、他人  
へ及ぼす迷惑や危険のおそれが低い場所であること、設備の面積がある程度広く、わ  
かりやすい場所にあること、法規制をクリアしていること、3点御提言いただいたと  
ころでございます。

続きまして、25年6月の答申でございますが、路上喫煙禁止地区に係る考え方につ  
いてということで、喫煙設備についての留意点といたしまして、先ほどパブコメの  
ほうでも御紹介しましたけれども、新たな禁止地区の指定に当たっては、禁止地区に  
おける路上喫煙を規制するだけでなく、マナーを守った喫煙のための場所の確保（提  
供）も必要と考える。そのため、できる限り禁止地区内または禁止地区に近い場所に、  
喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ喫煙設備を設け  
られたいと、留意点として御意見いただいたところでございます。

また、26年10月の答申でございますが、新たな路上喫煙禁止地区、これは都島  
区の京橋地域の指定についてでございますが、喫煙設備につきまして、京橋地域の安  
全なまちづくり連絡協議会では、議論の結果、禁止地区内に喫煙所を設けない意向を  
取りまとめたが、委員会としては、協議会の意向を尊重しつつも、禁止地区の区域が  
一定広範囲であることから、禁止地区内に喫煙所は設置すべきであり、そのことがマ  
ナーを守った喫煙を実現し、禁止地区指定による路上喫煙対策の実効性を高め、ひい  
ては喫煙マナーの向上と地域の環境改善に資すると考えた。よって、協議会と十分協  
議した上で、禁止地区内に喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR  
効果を持つ喫煙設備を設けるよう答申したということになってございます。もともと  
地元でありますまちづくり連絡協議会では喫煙所をつくらないお考えでしたけれども、

本委員会の提言等の趣旨も踏まえていただく中で、最終的に京橋地域におきまして喫煙所を確保させていただいたところでございます。

次のページにまいります。そうした中で、現在の御堂筋の喫煙所なり京橋の喫煙所について、ちょっと小さな写真で申しわけございませんけれども、まず1点目、なんばの喫煙所でございます。高島屋とマルイの前の空間というんですか、ロータリーになっているんですけれども、そこにこのようなマナーステーションというんですか、喫煙場所を設けております。約60平米で、灰皿数につきましては10カ所、2個ずつ5カ所というような形でこの大きなステーションの標示、啓発看板のところの下側に2個ずつセットで5カ所設置しています。なんばのこの喫煙所につきましては煙が流れるのを防止するパーテーションみたいなものは設けておりませんでして、いわゆる喫煙所を標示するような形での建て方というか設備となっておるところでございます。

2番目の堂島の喫煙所、これは大江橋の北詰、本庁の北側になるんですけれども、9平米と手狭ではございますけれども、こういう形で御堂筋のほうからスモーキングスペースということでアーケードをくぐったところにパーテーションで区切った中で灰皿を4基、2個ずつ2カ所というような形で並列に設置させていただいているところでございます。

また、平成27年2月から禁止地区になりました京橋駅前の喫煙所につきましては、ここは完全という表現は不適切かもしれませんが、前面の広場に面したところにつきましては全てパーテーションで塞いでおりまして、煙とかにおいが流れないような形での措置がとられております。灰皿数につきましては5カ所設置させていただいております、広さにつきましては約50平米という状況になってございます。

そうした中ででございますけれども、3ページ、4ページで1つの資料がございまして、なんばの駅前の高島屋、マルイ前の喫煙所なんですけれども、3ページにございますようになんばの駅前空間の広場化ということで、下側にこれまでの経過という

部分ございます。28年11月になんば駅周辺道路空間再編社会実験ということで広場を、フリースペースというんですか、車を通行させなくした上で、裏側4ページごらんいただきたいんですけども、社会実験の様子ということで、タクシー乗り場とか全て車が通れないような状況にする中で、いわゆる出店とかを設置いたしまして、いわゆる広場の有効活用ということで人を集める社会実験をやられて非常に好評やったということで、そうした中で、3ページに戻っていただきますけれども、この駅前の本文中の2つ目のセンテンスになりますけれども、平成30年度はなんば駅前空間の広場化及び駅周辺道路空間の再編に向けた設計に着手しますということで、整備スケジュールにつきまして下のほうにありますけれども、これあくまで現時点での目標というか予定ではございますけれども、平成30年度に設計に入って、31年度に工事着手、32年度ごろに駅前空間広場部分のオープンということで、本市の都市計画局のほうで現在地元等々と調整されているということでございます。

ただ、この高島屋、マルイ前の広場化に当たりましては、現在、御堂筋の喫煙所という形で、先ほどちょっと触れていますけれども、前回の本委員会でもありましたけれども、戎橋筋・心齋橋筋地域の喫煙所、現在の分を利活用したいということで御説明もさせていただく中で、一定の期間、工事に入ってくるということで、そうした部分の中でこの高島屋前の喫煙所につきましては、広場再編後の広場内にも確保したいと考えておりまして、具体的な設置位置とか整備工事期間中の喫煙設備の取り扱いにつきましては、今後30年度中の設計や施行計画作成を進める中で検討していくということで、現在、都市計画局とも今話を進めておるところでございます。ここは何としてでも残していこうと、我が事務局としては考えておりまして、そこに向けて調整を進めていきたいと考えております。工事期間中につきましても、全て広場化するに当たりまして、4ページの図面のこの部分全て一遍にクローズになるわけではございませんので、一旦工事の進捗状況に合わせて喫煙設備につきまして移設とかできないか、移動する中で確保していくということで、その辺ちょっと協議しておるところで

ございます。

すみません、5ページにまいりますけれども、前回の本委員会におきましては高島屋前の部分を利活用するというので簡単にお答えしていたところなんですけれども、以降、この間ですけれどもいろいろ住民からの御指摘なり、また今回のパブリックコメントでも非常に多くの方々が禁止地区を設置するに当たって喫煙所は要るとお考えになっておられますので、そうした御意見も踏まえる中で、この間どこかに喫煙場所を設置できないかということで検討を進めてきたところでございます。複数、ここでは枠囲みの中で5カ所やっているんですけれども、まず上のほうからまいりますけれども、長堀通りに面したところで心齋橋筋の東側、長堀通りの南側ということになるんですけれども、ここにつきまして検討していたんですけれども、書いてございますように心齋橋から近く、大型観光バスから観光客が降車するエリアでもありまして、乗降の迷惑になるためなかなか設置するのは難しいかなということで、最終的に難しいということになってございます。右側に行きますけれども、戎橋の東、千日前通りの北側なんですけれども、ここも一定のスペース、縦横の幅をどう見るかございますけれども、15平米ぐらいのスペースは確保できるかなということで、いろいろ関係者とも当たっていたんですけれども、ここもバスの降車口から近いということで、乗り降りの迷惑ということで、やはりパーテーションとかも設置しないといけません。そういう意味でちょっと難しいのかなということに至っております。また、千日前通りの中央分離帯、先ほど映像の説明のときにも阪神高速下側、ここちょっと中の島みたいになっていますという表現で御説明したんですけれども、そこにちょっとスペースはあったんですけれども、ここにつきましては道路管理者である建設局で使用を検討中であるということで、なかなか占用許可をいただくことができませんでした。また、戎橋東の千日前通りの南側もバスの乗降口ということになりまして、断念せざるを得なくなりましたところです。

そうした中で、道頓堀の川があるんですけれども、道頓堀リバーウォークというの

がございまして、いわゆる川に面したところでウッドデッキじゃないですけども、段差を設けて広場みたいな部分がございまして、そこの部分に何とか喫煙所を設置できないかということで、現在、河川管理者等々関係先と調整中ございまして、このリバーウォークと申しますのが運営管理という部分で民間のほうに指定管理委託されているような状況もあって、そこらの方々も関係者ということでちょっとお借りできないかというようなことで今話を進めているところです。ほかのエリアにつきましては一定バスの乗り降りの関係等々もあってだめだという結論に至っておりますけれども、この道頓堀リバーウォークにつきましては今のところは何とか確保できる方向になるのかなということで、確約はできないんですけども、ここをぜひとも、新たな地域という部分もあって、まさしく戎橋のたもとではございませんけれども、御堂筋にも比較的近い場所という部分もありまして、この矢印部分周辺で何とか喫煙場所を確保できないかということで、今関係先と調整をやっているところです。何とかここを事務局としては確保する方向で結論づけたいなと思っておるところでございます。

この喫煙所の確保につきましては私ども事務局、環境局だけではなくて、中央区さんとも一緒に現地を係長が一生懸命歩いていただく中で、ここ一定のスペースあるなということで順番に当たらせていただく中で、残念ながら今成果は出てないんですけども、そんな中でリバーウォークにつきましても中央区さんと一緒に歩みをとらせていただく中で今働きかけておるところです。ということで、現在何とか、もともと当委員会での審議経過、答申の部分での留意点という部分を重く私ども事務局としては受けとめておりますので、何とかして喫煙場所を確保したい。いかなる場所という部分はありますけれども、何とか確保する方向で引き続き努力したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

設置場所の検討等につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○山西委員長　ありがとうございます。ただいまの報告に対しまして御質問、御意見ございますでしょうか。

○清見委員　　すみません、大阪南部たばこ商業協同組合の清見でございます。

私、たばこの販売店の代表としてここに来ておりますけれども、こういう大阪市のまちがきれいになって、御堂筋みたいにポイ捨てがなくなるというのは非常にたばこ販売店さんも喫煙者も賛成していることだと思います。我々たばこを売って、たばこを吸われる方がどこで楽しめるんやという権利の部分というか、たしなめる場所が欲しいというのも代表して言わないといけないんですけれども、今回、道頓堀リバーウォークで喫煙所というのは非常にありがたいなと。特にこの写真ではわからないですけれども、僕いつもここ通勤しておるんですけれども、昼から夕方ぐらいに外国人がすごくたむろするので、ポイ捨てもさることながらごみも多いので、そういう意味では喫煙所があって、ポイ捨てすらだめだということでやれば、多分すごく効果が高いんだらうなと思います。

あと、ここから先はちょっと検討課題としてもう一度御理解いただきたい部分、御検討いただきたい部分なんですけれども、長堀通りの心齋橋駅東側のところが、やっぱりここも大型バス、非常に乗降客が多いということで、過去3回喫煙場所をつくったときと若干事情が違うのは、これほどインバウンドで外国人の方が大型バスで乗りつけて来るという状況は想定してなかったと思うんですよ。そういう意味では、多少きちっとした広場が、スペースがあって囲いがある喫煙所というのが答申に書かれておりますけれども、それよりはPR効果が高い大きな看板と、この場所で吸っていただくという、簡素過ぎても困るんですけれども、灰皿が幾つか設置してあって、このスペースで吸えるというぐらいのところでもう一度中央区さんのほうで御検討いただければと思っております。

あともう1点は、これも検討なんですけれども、いわゆる民間施設、民間さんとの提携という部分で、ここにも高島屋さんと大丸さんとかマルイさんがあると思うんですけど、あちらの商業施設さんはほぼ建物の中に喫煙所があるというところなんですけれども、やはり大阪市が各地域と違って新しい取り組みをやっているという、世界

に発信していく中では、民間施設さんになるべく1階の部分に喫煙所をもってきていただいて、そこに大阪市としての路上喫煙禁止地区になっているというPR効果も含めた形で、これは非常に大阪市さんからすると御協力をお願いするというお立場なんですけれども、先ほどなんばの広場も官民連携でやっていくという中で、少しはそういうお店さんも、人がいっぱい来て潤ってるので、大阪市のために御協力いただいてもいいかなと思ってますので、また2月に施行されるまでに再度お願いになるんですけれども、検討していただきたいと思います。

○山西委員長　ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○小林委員　大阪商工会議所の小林でございます。

私ども商工会議所ではインバウンドの増進にも取り組んでいるんですが、今御意見もございましたようにインバウンドが急速に拡大してる中、今回御説明のありました高島屋前の既存の喫煙所、これは非常に南海さん等々利用されるインバウンドの方がふえておりますので、ここがないと困るなと思ったところですが、先ほど委員からもお話ありましたように、やはり長堀通りまでかなり距離がございますので、マナー向上の観点からもやはり長堀通りに近いエリアで喫煙できる場所があったほうが、結果として実効性も上がるのではないかというふうに考えておりますので、御検討いただければと考えております。

以上でございます。

○山西委員長　ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

委員長のほうからなんですけれども、なんばの喫煙所のところなんですけれども、もともとは結構広い60平米の広さであったというのが、今度新たにその大広場の計画があって、どの程度の面積になるんでしょうか。予定としては。その辺わかりますか。

○西尾課長　全体の設計とかこれからということになっておりまして、グラウンドデ

ザインできてないという状況になっているんですけども、路上喫煙の当委員会の事務局である我々としましては現状維持ということで話はさせていただいてます。ただ、諸状況の中でお話しするに当たりまして、今回戎橋・心齋橋筋という部分が拡大ということ、新たな地域ということもあって、今の広場化に合わせた喫煙所について、拡大ということでお話しさせていただいたんですけど、そこはちょっと無理ですということではっきり言われておりまして、維持ということで今調整させていただいているところです。工事期間中につきましては一旦縮小した規模で移設しながらということになるかと思えますけれども、広場の工事が終わった段階では、現状のスペースの確保ということではやりたいなと思っております。いろんな状況の中で内容変わってくるかもしれませんが、現在灰皿につきましては10個、2掛ける5セットという形で10基置いておりますので、広さではなく、少なくとも喫煙設備そのものについては維持させていただきたいのが事務局の思いでございます。

○山西委員長　ありがとうございます。

それから、道頓堀リバーウォークのところに調整中であると。ここも写真とか実際に通った感じでは若干幅が狭くないかなとか、その辺は大丈夫なのかどうかはどのように考えるのか。

○西尾課長　いわゆる河川法とかがございまして、そうした中での休憩所とかいろんな占用許可を出してもいいという基準等もあるようなんですけども、そうした中で何とかできるのかなと。そして、そうした中で通路部分の確保という基準とかもあるんですけども、その取り扱いにつきまして、端から端までの本当に通路という自由に行き来できる場所もありますれば、一方で、突き当たりがクローズになっていて、通路としては認められないとか、通路でないという解釈のできるようなところ等々もありまして、その部分で何とか設置できないかなということで、今、法律とか規定とかがございますので、その中でできる、できないという部分について河川管理者のほうと協議させていただいているところでございます。いろいろな制限はあ

りますものの、認められる要素もございまして、結論には至っておりませんが、そんな中で今やりとりやっているところです。

以上です。

○山西委員長　もう1点だけ。長堀通の東側の大型観光バスからの観光客が降車するエリアというところで、ここの乗り降りの迷惑になるために不可というのは、大阪市の関係局の意見。それとも、どこか別のところなんですかね。

○西尾課長　現在お話しさせていただいております、本日お示しさせていただいた部分につきましてはいわゆる道路管理者とか関係者ということで、大阪市内部でやっています。地元の御意見をいただいたりするのは次のステップと認識しておりますので、まずは行政内部でできるかできないか、喫煙所だけではなくて多角的な見地からできるかどうかという部分で働きかけた結果、4カ所につきましては残念ですけども難しいという結論に至っているところでございます。

○山西委員長　ありがとうございます。ただいまの報告も踏まえて御意見なり御質問さらにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そしたら、喫煙所の検討も含めて全体で何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見等もございませんようですので、また引き続き新たな禁止地区の設定についてはこの委員会で議論していきたいというふうに考えておりますが、できれば次の委員会までに具体的な方針を考えた上で、次の委員会ではその具体的な内容について最終的にどうするのかというふうな議論をしていきたいというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○西尾課長　ありがとうございます。次回、今委員長のほうで御発議いただきまして御承知をいただいた部分、次回の本委員会におきましては具体的な答申範囲についてお示しさせていただきたいと存じます。あわせまして、本日喫煙所の部分につきましても、次回までに決着つくかどうかはわかりませんが、今時点よりも前に進

んでおるとお思いますので、そうした御報告も兼ねて答申案について御提示させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日、委員の皆様には貴重な御意見をいただきましてまことにありがとうございます。本日いただいた意見を踏まえてしっかり答申案をつくろうとお思いますので、よろしくお願ひいたします。

○山西委員長 答申の時期に関しては10月、秋ぐらいには少なくとも答申を出して、それを踏まえて大阪市のほうで決定してもらおうと、そんなスケジュールでよろしいですか。

○西尾課長 その方向で考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山西委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体について、新たに応募団体があったようでございますので、審議したいとお思います。

この問題につきましては応募団体の個人情報を含めていろいろ御検討させていただきますので、申しわけありませんが非公開ということにさせていただきますとお思います。公開、非公開について大阪市のほうの指針がございますので、この点について事務局のほうから御説明いただけますでしょうか。

○西尾課長 そうしましたら、お手元の参考資料をごらんいただきたいんですけども、参考資料をめぐっていただきまして一番後ろのほうに「審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）」というホチキス止めの資料がございます。これを見ていただきたいんですけども、1枚めぐっていただきまして1ページでございますけれども、枠囲みの1、会議の公開基準というのがございまして、これにより会議は公開するものと規定されております。しかしながら、2ページの枠囲みをごらんください。

(1)のアの規定がございまして、これにより、個人に関する情報がある場合は除くということから、非公開とする必要がございます。市民マナー向上エリア制度につきましては、申請書等により参加者の名簿とかを資料提供の上、御議論いただくことに

なりますので、いわゆる個人情報に該当するような情報があるということで、この事案につきましては非公開ということでお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山西委員長　それでは、このたばこ市民マナー向上エリア制度の応募団体についての議論につきましては非公開という形で取り扱いたいと思いますが、御異議ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　ありがとうございます。それでは、非公開の取り扱いとしますので、申しわけございません、傍聴者や報道関係者の方はここ限りということで御退席をお願いいたします。今回の委員会はこの案件で終了しますが、どうか御協力お願いいたします。ありがとうございます。

《非公開》